

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勤労日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生（平成十六年度以前に来日したもの）に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	16,000千円 H19.3.31まで	H18.7.23 マニラで (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 フィリピン側 アルベルト・ロムロ外務長官	H18.8.3 463号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生（平成十九年度に来日するもの）に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	366,000千円 (H18年度 36,000千円) H19.3.31まで (H19年度 163,000千円) H20.3.31まで (H20年度 102,000千円) H21.3.31まで (H21年度 65,000千円) H22.3.31まで	H18.7.23 マニラで (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 フィリピン側 ・ロムロ外務長官	H18.8.3 464号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。